

高圧ガス製造施設等変更許可申請に必要な書類（第一種製造者）

書 類	記 載 内 容 ・ 留 意 事 項 等	確認																				
1 高圧ガス製造施設等変更許可申請書	代理人が申請する場合は委任状(包括委任で対応)を添付すること																					
2 変更明細書																						
(1)変更の目的	「 が するため、 を に変更する」等具体的に記載すること。																					
(2)処理設備の処理能力 (貯蔵設備を有する場合は貯蔵能力を併せて記載すること) [変更前後を記載すること]	高圧ガスの種類ごとに計算した処理能力(貯蔵能力)の合計を記載すること。 併せて、処理能力を算定するために必要な事項を記載すること。 (例)圧縮機及びポンプにあっては性能曲線、実証データ等に基づく能力 気化器にあっては公称能力																					
(3)法第8条第1号及び第2号に定める技術上の基準に関する事項 [変更部分のみ記載すること]	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般高圧ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>冷 凍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置式製造設備</td> <td>6条1項及び2項</td> <td>6条1項及び2項</td> <td>7条1項及び2項</td> </tr> <tr> <td>自動車スタンド</td> <td>7条1項～3項</td> <td>8条1項及び2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式製造設備</td> <td>8条1項及び2項</td> <td>9条1項～4項</td> <td>13条</td> </tr> </tbody> </table>		一般高圧ガス	液化石油ガス	冷 凍	定置式製造設備	6条1項及び2項	6条1項及び2項	7条1項及び2項	自動車スタンド	7条1項～3項	8条1項及び2項		移動式製造設備	8条1項及び2項	9条1項～4項	13条					
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷 凍																			
定置式製造設備	6条1項及び2項	6条1項及び2項	7条1項及び2項																			
自動車スタンド	7条1項～3項	8条1項及び2項																				
移動式製造設備	8条1項及び2項	9条1項～4項	13条																			
(4)製造施設の位置及び付近の状況を示す図面 [変更に係わらず添付すること]	申請事業所と隣接する他事業所との関係及び付近の状況を示した図面																					
(5)移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録[変更の場合のみ]	対象施設の許可の写し、使用時間を記したもの、異常の台帳等保管状態の確認できるものなど																					
3 添付すべき書面又は図面																						
(1)事業所全体平面図	境界線と警戒標の設置位置、保安距離(設備距離、置場距離)を示した図面																					
(2)製造工程の概要を示した書面又は図面 [変更内容を明示すること]	プロセス(圧縮、反応、精製等)を示したもの (注) 2(1)の「製造の目的」に併せて記載できる場合は省略可																					
(3)フローシート又は配管図 [変更前後を記載すること。 取替えの場合は変更する部分を明示すること]	高圧ガス設備及びガス設備の区分を示すこと 弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置を示すこと 機器名称、機器番号、流体名、常用温度、圧力等(温度、圧力等の区分を色分け等により明記すること)が記載されたもの																					
(4)高圧ガス製造施設配置図 [変更する部分に限り、変更前後を記載すること]	防火設備、ガス検知警報設備、障壁等の設置位置 製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離																					
(5)機器等一覧表 [変更する部分に限り、変更前後を記載すること]	圧力容器(塔、槽類、熱交換器類)、回転機器類、弁類及び配管類等毎に次の13項目の事項を記載したリスト 機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力、設計温度、常用圧力、常用温度、肉厚、大臣認定品等の対応状況、その他必要な事項																					
(6)処理・貯蔵能力の計算書 [変更の場合のみ]	高圧ガスの種類毎に所定の計算方法により計算した計算書																					
(7)高圧ガス設備の強度計算書 [変更部分のみ]	特定設備及び大臣認定品以外の高圧ガス設備に係る強度計算書																					
(8)耐震設計構造物に係る計算書	計算条件及び計算結果を示した書面 (注)特定設備本体部分については不要																					
(9)高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面																						
4 3に掲げるものの他製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面及び図面 [変更する部分に限り、変更前後を記載すること]	保安設備の機能(構造又は仕様、能力・数量及び能力・数量算定根拠、設置位置及び操作位置)等を記載した書面及び図面 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防液堤</td> <td>滞留防止措置</td> <td>温度上昇防止措置</td> <td>圧力安全装置</td> </tr> <tr> <td>放出管</td> <td>負圧防止措置</td> <td>液面計破損防止措置</td> <td>毒性ガス置換</td> </tr> <tr> <td>緊急遮断</td> <td>電気防爆</td> <td>保安電力</td> <td>ガス検知警報設備</td> </tr> <tr> <td>貯槽温度上昇防止</td> <td>毒性ガス標識</td> <td>静電気除去</td> <td>防火設備</td> </tr> <tr> <td>通報設備</td> <td>容器置場</td> <td>導管</td> <td>その他の施設</td> </tr> </tbody> </table>	防液堤	滞留防止措置	温度上昇防止措置	圧力安全装置	放出管	負圧防止措置	液面計破損防止措置	毒性ガス置換	緊急遮断	電気防爆	保安電力	ガス検知警報設備	貯槽温度上昇防止	毒性ガス標識	静電気除去	防火設備	通報設備	容器置場	導管	その他の施設	
防液堤	滞留防止措置	温度上昇防止措置	圧力安全装置																			
放出管	負圧防止措置	液面計破損防止措置	毒性ガス置換																			
緊急遮断	電気防爆	保安電力	ガス検知警報設備																			
貯槽温度上昇防止	毒性ガス標識	静電気除去	防火設備																			
通報設備	容器置場	導管	その他の施設																			
5 手数料	石川県証紙(手数料条例に応じた額)																					

注1 完成検査申請書は、製造が許可された後、提出すること。

注2 完成検査時には、特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書の写しを提出すること